

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

デジタル庁では昨年より、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組が進められています。

既に薬局においてはマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、協力依頼がありました。（補足になりますが、本連携は、薬局においてスマートフォンの相談等に乗っていただくなど、一般的なデジタルサポートを直接の目的としているものではありません。）

つきましては、デジタル推進委員の任命を希望される場合は、下記のとおり、デジタル庁が指定する動画を視聴した上で、提出フォームにて任命希望者の情報を提出いただきますようお願いいたします。

記

■ デジタル推進委員に任命を希望される場合の流れ（薬局）

- (1) デジタル庁が指定する動画を視聴
・デジタル推進委員動画等コンテンツ

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち以下①～③を視聴

① [デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）](#)

※「応用8講座」のうち「マイナンバーカードの申請方法」と「マイナポータルの活用方法」を視聴

② [マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）](#)

③ [マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）](#)

- (2) 任命希望者の氏名や従事する薬局の情報を提出
提出フォーム <https://forms.gle/5FCj7FDWwrVpNVBH6>
提出期限：令和6年2月27日（火）

- (3) 令和6年4月を目途にデジタル庁から薬局宛に
「デジタル推進委員滞在ステッカー」を送付。
希望者のみデジタル庁ホームページにリンク掲載。

■ 任命対象者について

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請可能ですが、個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につき一つとしてください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わっても特段の変更手続きは不要ですが、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。

以上